

事業報告 (自 平成 29 年 4 月 1 日) 至 平成 30 年 3 月 31 日

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

<事業活動の概況>

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益、雇用情勢がともに改善し、個人消費は持ち直すなど緩やかな回復が続きました。

日本における国際線就航状況としましては、引き続き韓国方面の大幅な増便や東南アジア方面への着実な増加により更なる路線拡大がみられ、地方空港においても近距離アジア路線の新規就航が加速しました。また、JNTO（日本政府観光局）が取りまとめた平成 29 年（1 月から 12 月）における訪日外国人旅客数は、前年比 19.3%増の 2,869 万 1 千人と過去最高となり、引き続き好調に推移しました。

関西国際空港における国際線の状況としましては、引き続き韓国や東南アジアをはじめとするアジア方面の好調に加え、オセアニアやハワイ方面の拡充もあり、2017 年夏期では国際定期便の就航便数が開港来初めて週 1,300 便を突破しました。さらに 2017 年冬期では、国際旅客便の好調に加え、国際貨物便においても航空貨物需要の世界的な好調を受けて新規就航や増便が相次ぎ、国際定期便の就航便数は 2017 年夏期を上回り過去最高となりました。国際線利用者の動向としましては、外国人のインバウンド需要が引き続き好調に推移しており、平成 30 年 1 月から 3 月における外国人旅客数の前年比は 21.3%増と、JNTO が取りまとめた日本全体における訪日外国人旅客の 16.5%増よりも高い伸びを示しました。また、日本人のアウトバウンド需要につきましても好調に推移いたしました。

国内線の状況としましては、関西国際空港では、平成 30 年 3 月から Peach が新たに新潟線を開設し、航空ネットワークが拡充しました。また、大阪国際空港では、経済の好調を受け国内線旅客数が好調に推移いたしました。

これらの結果、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの関西国際空港、大阪国際空港の 2 空港合計の利用実績としましては、航空旅客数は 4,448 万人、前年同期比+9%、うち国内線旅客数は 2,258 万人、前年同期比+4%、貨物取扱量は 98.4 万トン、前年同期比+11%、うち国内貨物取扱量は 15.3 万トンとなりました。

同期間における関西国際空港の利用実績としましては、航空機発着回数は 18.8 万回、前年同期比+6%となり、開港以来同期間の過去最高を記録しました。また、国際線旅客数は 2,190 万人、前年同期比+14%となり、こちらも同期間の過去最高を記録しました。国内線旅客数は、690 万人、前年同期比+5%となりました。その結果、関西国際空港における国際線・国内線の合計旅客数は 2,880 万人、前年同期比+12%となり、同期間の過去最高の旅客数となりました。国際貨物量は 83.2 万トン、前年同期比+13%で、2005 年度以来 12 年ぶりに年間 80 万トン突破し、開港来過去 2 番目の取扱量となりました。また、国内貨物は 2 万トン、前年同期比+10%となっており、国際・国内の合計貨物量は 85.2 万トン、前年同期比+13%となっております。

同期間における大阪国際空港の利用実績としましては、国内線旅客数が 1,568 万人、前年同期比+4%となり、6年連続で前年を上回りました。

【関西国際空港+大阪国際空港】平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

	国 際 線	国 内 線	合 計
発 着 回 数	13.8 万回 (対前年同期比+7%)	18.8 万回 (対前年同期比+1%)	32.7 万回 (対前年同期比+3%)
一日当たりの就航便数	379.2 便 (対前年同期比+7%)	515.7 便 (対前年同期比+1%)	894.9 便 (対前年同期比+3%)
航 空 旅 客 数	2,190 万人 (対前年同期比+14%)	2,258 万人 (対前年同期比+4%)	4,448 万人 (対前年同期比+9%)
貨 物 量	83.2 万トン (対前年同期比+13%)	15.3 万トン (対前年同期比 0%)	98.4 万トン (対前年同期比+11%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

【関西国際空港】平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

	国 際 線	国 内 線	合 計
発 着 回 数	13.8 万回 (対前年同期比+7%)	5.0 万回 (対前年同期比+3%)	18.8 万回 (対前年同期比+6%)
一日当たりの就航便数	379.2 便 (対前年同期比+7%)	136.6 便 (対前年同期比+3%)	515.8 便 (対前年同期比+6%)
航 空 旅 客 数	2,190 万人 (対前年同期比+14%)	690 万人 (対前年同期比+5%)	2,880 万人 (対前年同期比+12%)
貨 物 量	83.2 万トン (対前年同期比+13%)	2 万トン (対前年同期比+10%)	85.2 万トン (対前年同期比+13%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

【大阪国際空港】平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

	合 計
発 着 回 数	13.8 万回 (対前年同期比 0%)
一日当たりの就航便数	379.0 便 (対前年同期比 0%)
航 空 旅 客 数	1,568 万人 (対前年同期比+4%)
貨 物 量	13.3 万トン (対前年同期比-1%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

当社は、中期及び単年度事業計画に基づき、企業価値の向上にグループ一丸となって取り組んでまいりました。当連結会計年度の主な取り組み状況は、以下のとおりであります。

(1) 航空系の主な取り組み

関西国際空港において競争力の強化、空港施設運用の最適化、中長距離路線や新規地点への就航に対するさらなるインセンティブの強化をコンセプトとして、航空系の新料金制度を平成 29 年 4 月 1 日以降順次導入いたしました。

また、国際航空輸送拡大、高付加価値貨物強化への取り組みとして、世界水準の医薬品航空輸送品質認証スキーム「IATA CEIV Pharma」の認証取得を関連する事業者と連携して進めております。この認証取得により、シームレスでより高品質な国際航空輸送の構築をめざしています。

(2) その他の主な取り組み

関西国際空港においては、これまで出国時に限られていた免税品の購入が日本入国時にも可能となる到着免税店の整備を進め、平成30年4月1日に第1、第2ターミナルビルに合計3店舗がオープンいたしました。

大阪国際空港においては、空港内に点在する空港オペレーション（飛行場、警備・保安、消防・防災）の監視及び指揮機能を集約するとともに、施設関連情報も含めた運用情報の一元化を図ることを目的に、IOC（伊丹空港オペレーションセンター）を7月3日に設置いたしました。また、大阪国際空港のターミナルビル改修については、単なる通過点としての空港ではなく、目的地としての空港をめざした取り組みを進めており、2020年のグランドオープンに先駆け平成30年4月18日には中央および屋上エリアを先行オープンすることとなりました。

(3) 神戸空港の運営開始に向けた取り組み

神戸空港の運営事業につきましては、平成29年7月25日に、オリックス株式会社、VINCI Airports S.A.S.及び当社によるコンソーシアムが神戸市から優先交渉権者に選定されました。その後、8月10日に当社の100%子会社である関西エアポート神戸株式会社を設立し、9月26日には同社が神戸市と実施契約書を締結いたしました。

また、関西エアポート神戸株式会社は、当社グループ各部門の支援を受け、神戸市からの事業引き継ぎを行い、平成30年4月1日より神戸空港の運営をスタートしております。

<損益（連結）の概況>

当期間における営業収益は2,064億円、営業費用は1,534億円となり、営業利益は529億円となりました。

また、営業外収益として15億円を、営業外費用として支払利息等を加え、経常利益は418億円となりました。これに、特別損益や税金等の調整を行なった結果、親会社株主に帰属する当期純利益は283億円となりました。

1-2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、大阪国際空港ターミナルビル改修や関西国際空港の受託手荷物保安検査機器の高度化を行っております。

1-3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、行っておりません。

また、資金繰りの柔軟性を高めるため、平成28年3月1日付で株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をはじめとする貸付人全13行との間で締結したシニア金銭消費貸借契約により、追加の借入枠（コミットメントライン）を確保しており、運転資金の季節性に対応するシニア運転資金貸付（限度額100億円）及び設備投資費用の支払に不足が出た場合に備えシニアCAPEX貸付（限度額200億円）を設定していますが、当連結会計年度において、当借入枠による借入実績はありません。

1-4. 対処すべき課題

当社は、経営理念（私たちがめざすもの）の達成に向けて、具体的には、以下の事項に対して重点的に取り組んでまいります。

(1) 第1ターミナルビルのリノベーションに向けて

当社は、関西国際空港の第1ターミナルビルの処理能力向上を目的とし、“Shaping a New Journey”というブランドスローガンをコンセプトに、第1ターミナルビルのリノベーションに取り組んでまいります。

(2) クロス・ファンクショナル・チーム (CFT) の継続的活動

当社は、平成30年度におきましても、新たなクロス・ファンクショナル・チーム (CFT) を編成いたします。CFTでは、組織・役職の垣根を越えた柔軟な発想を取り入れ、実現に向けた取り組みにつなげることで、全社共通の課題解決をめざしています。

1-5. 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	期	第1期	第2期	第3期
		〔自 平成27年12月1日 至 平成28年9月30日〕	〔自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日〕	〔自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日〕
営業収益(百万円)		89,122	91,055	206,371
営業利益(百万円)		19,531	17,591	52,944
経常利益(百万円)		11,509	11,939	41,840
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		7,318	7,757	28,279
1株当たり当期純利益(円)		10,875.08	7,757.56	28,279.62
総資産(百万円)		1,865,690	1,876,488	1,763,930

②当社の財産及び損益の状況

区分	期	第1期	第2期	第3期
		〔自 平成27年12月1日 至 平成28年9月30日〕	〔自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日〕	〔自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日〕
営業収益(百万円)		80,295	81,842	135,664
営業利益(百万円)		15,897	13,848	42,346
経常利益(百万円)		7,840	9,645	30,807
当期純利益(百万円)		5,012	6,811	20,946
1株当たり当期純利益(円)		7,447.97	6,811.01	20,946.81
総資産(百万円)		1,871,729	1,876,711	1,762,501

1-6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社関西エアポートエージェンシー	10	100.0	直営店舗運営業務・損害保険代理業
関西国際空港熱供給株式会社	3,300	60.0	熱供給事業
関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社	400	100.0	電気通信事業
関西国際空港セキュリティ株式会社	20	100.0	警備・消防・防災事業
新関西国際空港エンジニアリング株式会社	40	100.0	空港施設の維持管理業

関西国際空港サービス株式会社	20	100.0	損害保険代理業
空港施設管理株式会社	13	100.0	清掃・警備業
関西国際空港産業株式会社	300	100.0	物販店・飲食店の運営
空港エンジニアリング株式会社	50	100.0	各種工事の請負・設計・施工監理業
国際航空旅客サービス株式会社	32	100.0	旅客案内業・ホテル運営業
株式会社関西エアカーゴセンター	100	100.0	航空貨物のハンドリング業
C K T S 株 式 会 社	100	100.0 (1.99)	航空機運航に関わる地上支援業
関西エアポート神戸株式会社	135	100.0	神戸空港の運営・維持管理業

(注)

1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内数で記載しております。
2. 空港エンジニアリング株式会社とAEメンテナンス株式会社は、平成29年4月1日付にて、空港エンジニアリング株式会社を存続会社として合併いたしました。なお、同社に対する当社の議決権比率は、100%であります。
3. 関西エアポート神戸株式会社は、神戸空港特定運営事業等を行うSPC（特定目的会社）として、平成29年8月10日に当社の100%出資により設立いたしました。
4. 株式会社関西エアカーゴセンターは、平成30年3月31日付にて、議決権比率100パーセントを保有する羽田エアグラウンドハンドリング株式会社の株式すべてを譲渡いたしました。

1-7. 主要な事業内容

当社グループは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第7項に定める公共施設等運営権の設定を受けた、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等に関する業務、新関西国際空港株式会社から受託した業務を主な事業としております。

1-8. 主要な事業所

①当社

本 店	大阪市西区西本町一丁目4番1号
関西国際空港	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
大阪国際空港	大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地

②子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社関西エアポートエージェンシー	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西国際空港熱供給株式会社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西国際空港セキュリティ株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
新関西国際空港エンジニアリング株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西国際空港サービス株式会社	大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地
空港施設管理株式会社	大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地
関西国際空港産業株式会社	大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地
空港エンジニアリング株式会社	大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地
国際航空旅客サービス株式会社	大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地

株式会社関西エアカーゴセンター	大阪府泉佐野市りんくう往来南3番地7
C K T S 株式会社	大阪府泉佐野市りんくう往来南3番地7
関西エアポート神戸株式会社	神戸市中央区神戸空港1番

1-9. 使用人の状況

①企業集団の使用人状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,096名	40名増	38.0歳	8.5年

②当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
420名	37名増	41.7歳	1.8年

1-10. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	30,159百万円
株式会社三井住友銀行	29,919百万円
株式会社民間資金等活用事業推進機構	20,000百万円

1-11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

①発行可能株式総数 2,000,000株

②発行済株式の総数 1,000,000株

③株主数 32名

④大株主（上位11名）（平成30年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
オリックス株式会社	400,000株	40.0%
VINCI Airports S.A.S.	400,000株	40.0%
株式会社民間資金等活用事業推進機構	38,000株	3.8%
関西電力株式会社	10,000株	1.0%
近鉄グループホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
京阪ホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
ダイキン工業株式会社	10,000株	1.0%
南海電気鉄道株式会社	10,000株	1.0%
阪急阪神ホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
株式会社みずほ銀行	8,000株	0.8%
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,000株	0.8%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査等委員の状況（平成30年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 (CEO)	山谷 佳之	全般	関西エアポート神戸株式会社 代表取締役社長(CEO)
代表取締役副社長 (Co-CEO)	エマヌエル・ムノント	全般	関西エアポート神戸株式会社 代表取締役副社長(Co-CEO)
取締役	宮内 義彦		オリックス株式会社 シニア・チェアマン
取締役	グザビエ・ユイヤード		ヴァンシ 会長兼CEO
取締役	井上 亮		オリックス株式会社 取締役兼代表 執行役社長・グループCEO
取締役	ニコラ・ノートバール		ヴァンシ・コンセッションズ CEO ヴァンシ・エアポート 社長兼CEO
取締役 (監査等委員)	山本 正明		
取締役 (監査等委員)	香川 次朗		関西電力株式会社 代表取締役副社長執行役員
取締役 (監査等委員)	中村 克己		稲畑産業株式会社 取締役 株式会社キトー 取締役

(注)

1. 山谷 佳之氏、エマヌエル・ムノント氏以外は、全員社外取締役であります。
2. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査等委員を補助する使用人を配置しており、監査等委員会の監査業務の実効性を確保しております。
3. 平成29年6月29日の株主総会にて、取締役 西名 弘明氏は退任し、井上 亮氏が取締役に就任いたしました。

(参考：執行役員)

地位	氏名	担当
専務執行役員	坂本 龍平	最高財務責任者 (CFO)
専務執行役員	グレゴリー・ジャメ	最高商業責任者 (航空担当) (CCO)
専務執行役員	伊地田 英夫	最高商業責任者 (非航空担当) (CCO)
専務執行役員	ブノア・リュロ	最高技術責任者 (CTO)
専務執行役員	西尾 裕	最高管理責任者 (CAO)
専務執行役員	ジェレミ・ゴールドストリッチ	最高運用責任者 (COO)
常務執行役員	モルガン・ショドゥレール	副最高財務責任者 (Deputy-CFO)
常務執行役員	北山 博	伊丹空港本部長

常務執行役員	岡本 仁志	伊丹空港本部副本部長
執行役員	田中 淳隆	副最高商業責任者（航空担当）（Deputy-CCO）
執行役員	フローレンス・ダロン	副最高商業責任者（非航空担当）（Deputy-CCO）
執行役員	桑木 雅行	副最高技術責任者（Deputy-CTO）
執行役員	蛭名 淳	副最高管理責任者（Deputy-CAO）
執行役員	升本 忠宏	副最高運用責任者（Deputy-COO）
執行役員	三浦 寛	企画室長 兼 海外事業開発室長
執行役員	鈴木 慎也	技術部長
執行役員	小泉 恵次	伊丹空港活性化推進ユニット長
執行役員	田中 明道	グループ会社（全般）
執行役員	石川 浩司	関西空港オペレーションユニット長
執行役員	田部 章壽	ターミナル営業部長
執行役員	山本 雅章	伊丹空港施設オペレーションユニット長

4-2. 取締役及び監査等委員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬の総額
取締役 （監査等委員を除く。）	2名	85百万円
取締役（監査等委員）	3名	25百万円
合 計	5名	110百万円

4-3. 社外取締役の主な活動状況

①社外取締役の重要な兼職の状況

前記4-1の取締役の重要な兼職の状況欄をご参照ください。なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との関係で、開示すべき重要なものはありません。

②会社又は会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、社外取締役は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	宮内 義彦	当期間における取締役会4回開催中4回出席しております。
社外取締役	グザビエ・ユイヤード	当期間における取締役会4回開催中4回出席しております。

社外取締役	西名 弘明	在任中における取締役会 1 回開催中 1 回出席しております。
社外取締役	井上 亮	在任中における取締役会 3 回開催中 3 回出席しております。
社外取締役	ニコラ・ノートバール	当期間における取締役会 4 回開催中 4 回出席しております。
社外取締役 (監査等委員)	山本 正明	当期間における取締役会 4 回開催中 4 回、当事業年度開催の監査等委員会 5 回開催中 5 回出席しております。
社外取締役 (監査等委員)	香川 次朗	当期間における取締役会 4 回開催中 3 回、当事業年度開催の監査等委員会 5 回開催中 5 回出席しております。
社外取締役 (監査等委員)	中村 克己	当期間における取締役会 4 回開催中 3 回、当事業年度開催の監査等委員会 5 回開催中 5 回出席しております。

(注)

1. 社外取締役は、上記のとおり取締役会に出席し、過去の経験や実績に基づく見地から意見や疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど、意見を述べております。
2. 社外取締役（監査等委員）は、上記のとおり取締役会及び監査等委員会に出席し、過去の経験や実績に基づく見地から意見や疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど、意見を述べております。

4-4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項及び定款第 17 条第 1 項により、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、すべての社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）と締結しています。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5-2. 当事業年度に係る報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当事業年度の監査計画の内容、前事業年度の監査実績、報酬の前提となる見積の算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断したことから、会社法第 399 条第 1 項及び第 3 項に係る同意をいたしました。

5-3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当社都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることを検討します。

6. 会社の体制及び方針

6-1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に規定する内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・倫理規程、公益通報処理規程等の規則を制定し、取締役及び使用人への研修を実施するとともに、コンプライアンス体制の整備を図る。
- ・内部監査部門を設置し、定期的に監査を実施する。
- ・使用人等からの法令違反行為に関する通報等に対応する社内外複数の窓口を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、契約書、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い分類し、適切に保存・管理を行うものとする。
- ・会社の保有する情報資産を様々な脅威から保護するために、情報セキュリティポリシー等を策定するとともに、情報セキュリティポリシーの運用状況を管理するための体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・災害、事故、環境問題等に係るリスクについては、未然防止の観点から、規則・指針の制定、研修・訓練の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ・さらに多様化するリスクに対して、リスクを評価・分析し、リスク管理の実効性を確保するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、迅速かつ効率的な業務執行を図るため、監査等委員会制度及び執行役員制度を採用している。
- ・法令又は定款に定める事項及び特に重要な事項は取締役会で決議し、社長及び副社長に授権した重要な事項は経営委員会にて審議のうえ、社長及び副社長が決定する。
- ・社長・副社長及び執行役員による業務執行は、効率性を図るため組織規程及び専決規程において明確化された職務分掌及び権限に基づき行われる体制とする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等（取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者をいう。以下同じ）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・グループ会社の経営計画等一定の重要事項について、当社とグループ会社間で意見交換を行う。
 - ・当社役員のグループ会社役員兼任により円滑な意思疎通を図る。

- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ会社で災害・事故等のリスクが発生した場合におけるグループ各社から当社への緊急事態報告体制に関する指針を制定する。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・グループ全体の経営計画を策定し、その方針のもとに事業年度ごとのグループ各社の重点経営目標を定める。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・グループ会社に対する内部監査並びに監査等委員会及び会計監査人による調査を実施する。
 - ・コンプライアンスに関する規則類及び法令違反行為に関する通報等の窓口をグループ全体で共有し、グループ会社の使用人等に対し、コンプライアンス意識の醸成を図る施策を実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**
- ・監査等委員会の職務を補助するため監査室を設置し、専属の使用人を配置する。
 - ・当該使用人は、監査等委員会監査に関する調査その他の事務を補助する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・監査室の使用人は、監査等委員会の指揮を受けて職務を行うものとし、その人事考課については監査等委員会が行う。
 - ・監査室の使用人の人事異動については、監査等委員会の同意を得る。
- (8) 監査等委員会の前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査室の使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。
- (9) 監査等委員会への報告に関する体制**
- ①取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・監査等委員会は、経営委員会等重要な会議への出席、定期的なヒアリングを実施する。
 - ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見したときは、監査等委員会に対して速やかに当該事実を報告するものとし、当社内にその旨を周知徹底する。
 - ・取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告するものとする。
- ②子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
- ・監査等委員会は、グループ会社に対し、定期的にヒアリングを実施する。
 - ・グループ会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に対して速やかに当該事実を報告するものとし、当社グループ内にその旨を周知徹底する。
 - ・グループ会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告するものとする。
- (10) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制**
- ・当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当社内においてその旨を周知徹底する。
- (11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・当社は、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払又は債務の償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じることとする。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、監査等委員との協議に基づき、毎年度予算措置を講ずる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人を監督する。また、取締役は、会計監査人の報酬を決定する場合及び会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、監査等委員会の事前承認を得るものとする。

6－2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 経営委員会

経営委員会は、原則として毎月2回開催し、取締役会において社長及び副社長に授権した重要な事項並びに会社の経営及び具体的な業務執行方針に係る社長及び副社長が決定する重要な事項等について、幅広く審議してまいりました。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスの取り組みについては、コンプライアンスに対するグループ全体の共通意識醸成のための施策として、コンプライアンスガイドラインを策定し、これを踏まえたコンプライアンス研修や通報・相談窓口の周知等を行ってまいりました。また、これらを含めた関連事項について、コンプライアンス委員会において、審議・報告を実施してまいりました。

(3) 安全安心（安全安心推進委員会、危機管理委員会）

安全安心への取り組みについては、安全安心推進委員会及び危機管理委員会を定期的に開催し、安全推進方針に基づき安全管理及び危機管理について審議し、安全安心を最大限担保した空港運営を行ってまいりました。

(4) 内部監査

内部監査については、契約締結手続きや契約管理状況を監査するとともに、業務全般を対象とする監査についても、中期計画を策定し実施してまいりました。また、第2期に実施したリスクアセスメントに対して、フォローアップも実施しております。

6－3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6－4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款第25条第1項に定めております。配当金額については、連結業績の動向、財務状況及び今後の事業展開等を勘案し、決定してまいります。

6－5. 会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。